神戸区検察庁検察官

平成27年検第4518号窃盗被疑事件（平成27年領第1471号）　1．オートバイ１台「受還付人郭慶江」

平成28年検第290号窃盗被疑事件（平成28年領第72号）　1．オートバイ１台「受還付人郭慶江」

甲賀区検察庁検察官

平成28年検第215号占有離脱物横領被疑事件（平成28年領第113号）　1．現金233,000円

工場財団

東京都港区六本木六丁目２番31号六本木ヒルズノースタワー15階**合同会社ＪＲＥ美浦**の工場財団に茨城県稲敷郡美浦村大字土屋字笹山3127番地８ＪＲＥ美浦第一太陽光発電所の機械、器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成 28 年３月７日

水戸地方法務局土浦支局

東京都港区六本木六丁目２番31号六本木ヒルズノースタワー15階**合同会社ＪＲＥ美浦**の工場財団に茨城県稲敷郡美浦村大字木原字大隅2868番地１ＪＲＥ美浦第二太陽光発電所の機械、器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成 28 年３月７日

水戸地方法務局土浦支局

東京都港区六本木六丁目２番31号六本木ヒルズノースタワー15階**合同会社ＪＲＥ美浦**の工場財団に茨城県稲敷郡美浦村大字土屋字笹山3125番地３ＪＲＥ美浦第三太陽光発電所の機械、器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成 28 年３月７日

水戸地方法務局土浦支局

特別支給手続開始決定公告

平成 28 年３月７日　神戸地方検察庁検察官

下記のとおり、犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律第18条の規定により特別支給手続の開始を決定したので公告する。

記

1　犯罪被害財産支給手続番号　神戸地方検察庁　平成26年第１号

2　特別支給手続開始決定の年月日　平成28年３月７日

3　支給対象犯罪行為の範囲

⑴　支給対象犯罪行為が行われた期間

平成20年３月頃から平成22年５月頃までの間

⑵　支給対象犯罪行為の内容

中原秀彦らが、無許可で貸金業を営み、それぞれの被害者に対し、法定利息を超えた金利及び元本等を指定する銀行口座（検察官が既に把握している銀行口座については、後記４⑴を参照）に振込入金させるなどの方法により受領した行為（主な犯行態様については、後記４⑵を参照）。

4　対象犯罪行為が支給対象犯罪行為の範囲に属するか否かについて判断の参考となるべき事項

⑴　検察官が既に把握している利息等を受領した銀行口座（五十音順）

銀行（支店）名、口座名義、口座番号の順に記載

三井住友銀行明石支店　藤田　秋人　6399996

三井住友銀行三宮支店　羽柴　寛治　9458781

三井住友銀行湊川支店　河村　秋子　4174304

三井住友銀行箕面支店　田村美都子　1465647

みずほ銀行池田支店　記村　匡亨　1695732

りそな銀行神戸支店　小坂　武久　0130299

⑵　主な犯行態様

「銭屋」、「越後屋」、「千両箱」、「ローンズ竹」及び「ローンズはなふさ」を屋号として使用し、上記屋号と連絡先の電話番号を記載したチラシをポストに投函したり、あるいは電柱に貼り付けて顧客を集め、顧客がチラシに記載された電話番号に電話すると、貸付審査役が電話で貸付審査をして顧客と落ち合う日時、場所を決め、実際に金銭を貸し付ける役割の者が顧客に現金を手交（利息は天引き）し、返済期日に、顧客に指定口座へ元金及び利息を振込入金させたり、顧客から直接手渡しで元金及び利息を受領する。

5　残余給付資金の額　金550万9,006円

6　特別支給申請期間　平成28年３月７日から平成28年４月18日までの間

7　犯罪被害財産の没収又はその価額の追徴の裁判に関する事項

⑴　裁判所名　神戸地方裁判所

⑵　裁判年月日　平成22年10月29日

⑶　確定年月日　平成22年11月13日

⑷　被告人の氏名　中原　秀彦

⑸　没収又は追徴の理由とされた事実の要旨及び罪名

（事実の要旨）

被告人は、神戸市内に事務所を設置し、兵庫県知事の登録を受けないで貸金業を営むとともに、業として金銭の貸付けを行うに当たり、法定の１日当たり0.3パーセントを超える割合による利息の契約をしたものであるが、共犯者と共謀の上、平成20年12月25日頃から平成22年５月28日頃までの間、1,547回にわたり、多数人から、被告人が無登録かつ法定の制限を超える高金利で上記多数人に貸し付けた金銭の利息及び元本を、株式会社三井住友銀行三宮支店羽柴寛治名義の普通預金口座ほか１口座に振込入金させて合計2,901万9,600円を同２口座に預け入れ、もって犯罪収益等の取得につき事実を仮装した。

（罪　　名）

組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第10条第１項前段違反

8　この公告に関する問い合わせ先（申請書の提出窓口）

〒650―0016　神戸市中央区橘通１丁目４番１号

神戸地方検察庁　犯罪被害者担当

電話番号　078―367―6078（直通）

特別支給手続開始決定公告

平成 28 年３月７日　神戸地方検察庁検察官

下記のとおり、犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律第18条の規定により特別支給手続の開始を決定したので公告する。

記

1　犯罪被害財産支給手続番号　神戸地方検察庁　平成27年第１号

2　特別支給手続開始決定の年月日　平成28年３月７日

3　支給対象犯罪行為の範囲

⑴　支給対象犯罪行為が行われた期間

平成26年４月25日頃から平成26年７月10日頃までの間

⑵　支給対象犯罪行為の内容

武本幸一が、街頭募金名下に通行人らから現金を詐取した行為（主な犯行態様については、後記４を参照）。